

相続税・贈与税関係

事業承継税制の見直しに関する 注意点

1 はじめに

令和6年度の税制改正において、法人版・個人版の事業承継税制について、次の見直しが行われた。

「法人版事業承継税制については、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置について、特例承継計画の提出期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。」

「個人版事業承継税制については、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年延長し、令和8年3月31日までとする。」

この見直しが行われた背景には、事業承継税制が地域の経済や雇用を支え、成長を志向する中小企業に多く活用されている状況ではあるが、一方では60代、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている事業者も多いということがある。特に特例承継計画の活用件数は、コロナ禍前は増加していたもののコロナ禍中では急激な経営環境の変化があったこともあり落ち込んでしまった。このような状況を踏まえ、適用期間における事業承継の取組みを後押しするために承継計画の申請期限の延長が行

われた。

2 事業承継税制の概要

事業承継税制は、後継者へ事業を承継するための具体的な計画を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載した上でその計画を都道府県知事に提出し、この制度の適用を受けるための要件を満たしていることについて経営承継円滑化法に基づく認定を受けなければならない。後継者が会社の株式等（法人の場合）・事業用資産（個人の場合）を先代経営者から贈与又は相続により取得した場合にその贈与税や相続税の納税を猶予するという制度である。

この事業承継税制には、非上場会社の株式等を対象とする法人版事業承継税制と個人事業者の事業用資産を対象とする個人版事業承継税制があり、法人版事業承継税制には納税猶予の対象となる非上場株式等の制限が無く納税猶予割合の大きい「特例措置」と対象株数が総株式数の三分の二まで、相続税の納税猶予割合が80%となる「一般措置」の二つの制度がある。なお、事前に事業承継計画の承認が必要となるのは「特例措置」のみで、今回見直しが行われたのはこの特例措置に係る承継計画の提出期限についてである。

3 事業承継の特例期限

事業承継税制の承継計画の延

長については、上記のように延長されることとなったが、一方で、その特例の適用期限については延長はされず以下の期限が特例の適用期限となる。

法人版事業承継税制・・・
令和9年12月31日まで
個人版事業承継税制・・・
令和10年12月31日まで

なお、税制改正大綱によると、「この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とされていること並びに事業承継を検討している中小企業経営者及び個人事業主の方々が適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを期待されている」ことから、今後も適用期限は延長されないと見込まれる。

4 おわりに

今回の見直しにより承継計画の提出期限については延長されることとなったが、適用期限については従前のままである。そのため本税制の適用を受けようとするならば早急に事業承継計画を策定し、事業承継に取り組まなければ間に合わない可能性もあるため注意が必要である。

右山研究グループ
税理士 熊谷 洋平